

広島県告示第二百三十号

広島県漁港管理条例（昭和四十年広島県条例第三十五号）別表第二の規定により、船舶給水施設及び照明設備の使用料の額を次のように定め、平成二十六年四月一日から施行する。

なお、昭和六十三年広島県告示第三百四十八号（船舶給水施設及び照明設備の使用料の額）は、平成二十六年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

船舶給水施設及び照明設備の使用料

区分	単位	金額
船舶給水施設	水量一立法メートルまで	三四〇円
照明設備	使用電力一キロワットにつき一時間まで	一四〇円